

作業場電力配線修繕 仕様書

1 業務名

作業場電力配線修繕

2 業務の目的

本市建設局が保有し使用している作業場において、電力配線が老朽化しているため、これを更新する。

3 履行期限

令和 7 年 8 月 8 日まで

4 履行場所

右京区西院西貝川町 地内（別紙 1 「箇所図」 参照）

5 業務内容（別紙 2 「写真等」 参照）

電力配線の更新（電力盤～照明灯、コンセント）

漏電ブレーカー 1 基を新設

既設電力配線の撤去

不要電力配線の撤去と、端部処理

6 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

7 特記事項

- 見積に当たっては、必ず、本市担当職員に連絡した上で、現場にて本市担当職員立会いのもと作業内容の確認を行うこと。
- 作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、法令を遵守し適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 業務に伴い必要となる、官公庁等への申請・届出等の手続き等に関する全ての費用は、本業務に含む。
- 本業務の履行に必要な資格の保有等、法令を遵守し業務を遂行すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- 現場への車両の乗り入れの時間等については、本市担当職員の指示に従うこと。（時間は平日の概ね午前 9 時 30 分から午後 5 時の間を想定。）
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。